

学校いじめ防止基本方針

北上市立和賀東小学校

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かにたくましく生きる子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活

- 動等の充実に努めるとともに、「いじめ防止全校集会」を実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - (7) 特に配慮が必要な児童（発達障がい、帰国子女、性同一性障がい、東日本大震災被災者等）については、その児童の特性を踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 職務別の役割

- (1) 管理職
 - ア 日常的にいじめの問題について触れ、いじめを許さない雰囲気为学校全体に醸成する。
 - イ いじめ防止を計画的に推進し、児童自らが主体的に参加できるように教職員に働きかける。
 - ウ いじめに関する相談体制を整備するとともに、適切に機能しているか、定期的に点検を行う。
 - エ いじめが発生した場合は、生徒指導主事に命じて「いじめ対策委員会」を招集し、早期に適切な対応を行う。
- (2) 生徒指導主事
 - ア いじめ対策について、校内研修や職員会議、職員集会等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - イ 校内巡視や校区内巡視、アンケート調査の実施により、いじめの早期発見に努める。
 - ウ 「いじめ対策委員会」が開催された際には、生徒指導記録簿に事実関係や今後の方針等の記録をする。
- (3) 養護教諭
 - ア 児童の情報について、学級担任や生徒指導主事、管理職に報告を行う。
 - イ 教育相談が機能するように、児童・保護者・教職員・関係機関とのコーディネートに努める。
- (4) 学級担任
 - ア 一人一人を大切に学級経営を推進する。
 - イ 日常的にいじめの問題について触れ、いじめを許さない雰囲気を学級全体に醸成する。
 - ウ 気になる児童がいる場合には、学年長や生徒指導主事に早期に報告をする。
 - エ いじめ問題が発生した場合には、児童や保護者の窓口となり、対応に当たる。

3 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も、ともにかけがえのない命を与えられ生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 道徳や学級活動、児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

4 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要に応じて地域の方々・教育委員会・関係機関等との連携を行う。

(1) 構成員

- ① 学校（◎は基本構成員、○は状況や必要に応じて参加する構成員）

◎校長 ◎副校長 ◎教務主任 ◎生徒指導主事 ◎養護教諭 ○学級担任 ○特別支援コーディネーター ○スクールカウンセラー（SC）等
--

- ② 地域の方々（学校からの依頼によって連携を行う）

○PTA役員 ○保護者 ○学校評議員 ○主任児童委員 ○民生委員

- ③ 教育委員会（学校からの依頼によって連携を行う）

○指導主事 ○心理関係者

- ④ 関係機関（学校からの依頼によって連携を行う）

○福祉関係者 ○特別支援教育関係者 ○児童相談所 ○適応指導教室 ○警察 ○医師 ○弁護士 等
--

【図—4】参照のこと

(2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、道徳教育の全体計画への位置づけ
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取組
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- ⑥ いじめ事案発生時における情報収集および解決のための取組、関係諸機関との連携

(3) 開催時期

月1回（職員会議の場合）及び、毎週1回（職員集会の場合）を定例会とする。また、いじめ事案の発生時には緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

5 児童の主体的な取組

児童を中心に、児童間の言葉や行動の問題に取り組み、穏やかな人間関係を築こうとする態度を育てる。（例）「ふわふわ言葉とちくちく言葉を考えよう」「ありがとうの気持ちを伝えよう」

6 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、PTA総会や入学説明会、学校通信で紹介するなどして広報活動に努める。
- (2) 学校評議委員会等にいじめに対する基本方針についての説明を行うとともに、委員等の意見を取り入れながら、見直しを行っていく。
- (3) いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) いじめの認知等についての、保護者を対象としたアンケート調査を行う。（6月・11月）

7 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会（学校いじめ防止基本方針の説明）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) 年3回のアンケート実施後、児童全員との面談を行う。
- (4) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中のもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう、全職員で努める。
- (5) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、課外活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 学校生活アンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査・・・年3回
 - ・学校生活アンケート3回（5月、10月、2月）
 - ・保護者アンケート2回（5月、10月）
 - ・いじめがあった時、事例を載せ、3ヶ月経過を見る。
- (2) 教育相談による児童からの聞き取り調査・・・年3回（5月、10月、2月）
*児童全員を対象にするものは上記の3回であるが、実態に応じて教育相談を随時行う。

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・担任を中心に全職員があたる
- スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- 学校教育課 指導係・・・72-8259
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・（連絡先など）
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・019-623-7830（24時間対応）

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、生徒指導主事は校長の指示により、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決に当たる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。生徒指導主事は、得た情報を取りまとめ、事実等について生徒指導記録簿に記録する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、担任はスクールカウンセラーや生徒指導主事、養護教諭等と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。
- (9) 被害児童及び保護者がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となってから少なくとも3ヶ月間は、担任は教育相談や観察を継続する。

【図-1・2】参照のこと

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び北上警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得るよう働きかける。また、年間指導計画に情報モラル学習を位置づける。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【法第28条①】

【表-2】参照のこと

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（北上市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると同時に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

【図-3】参照のこと

■学校の設置者（北上市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

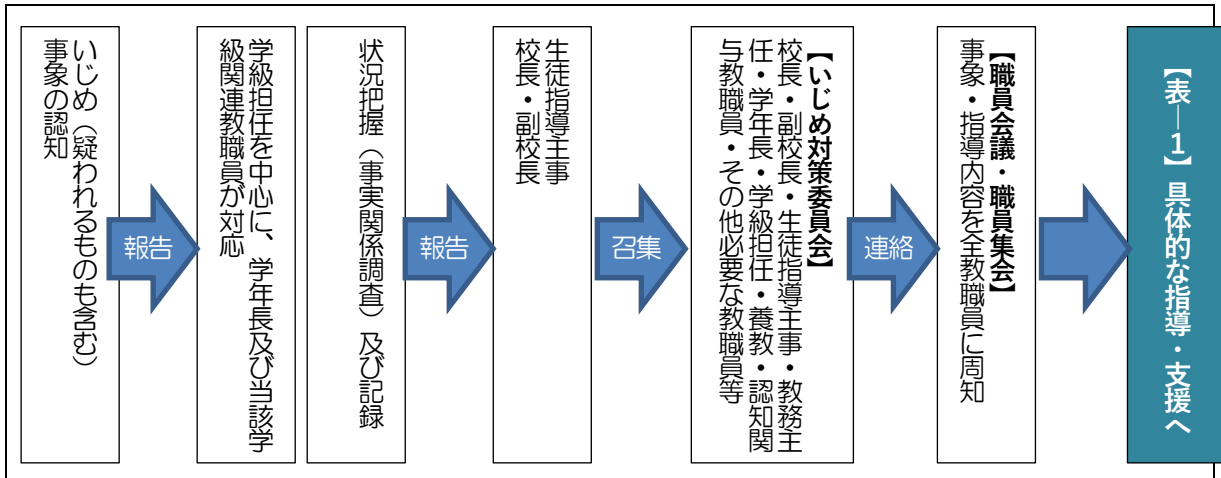
2 保護者・家庭、地域、関係機関等との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

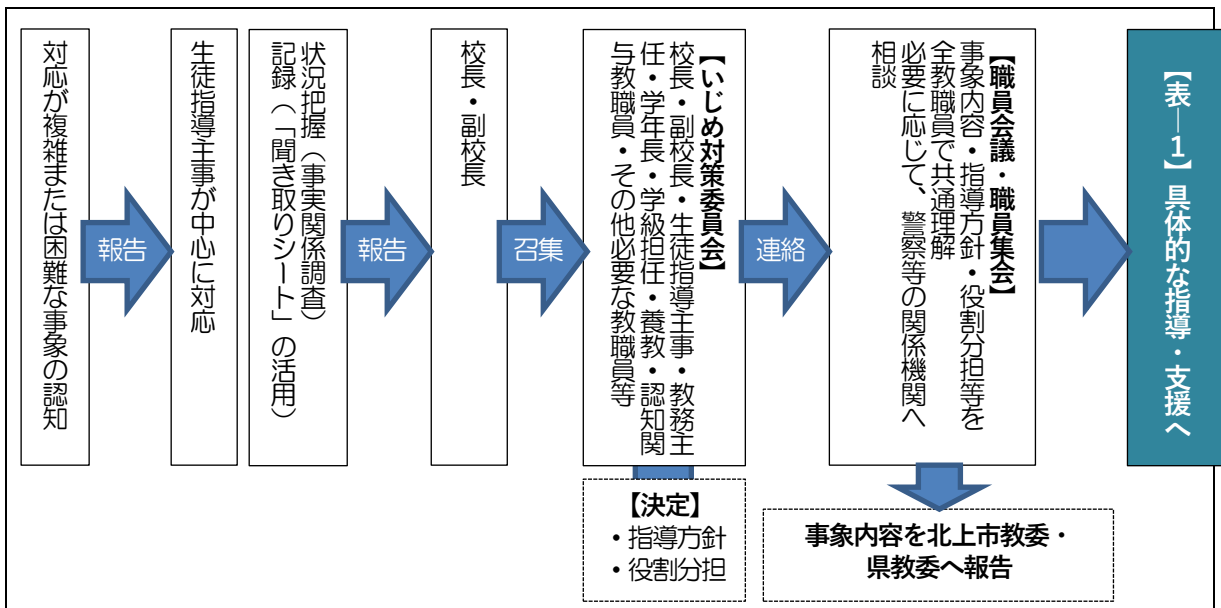
また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【図-4】 参照のこと

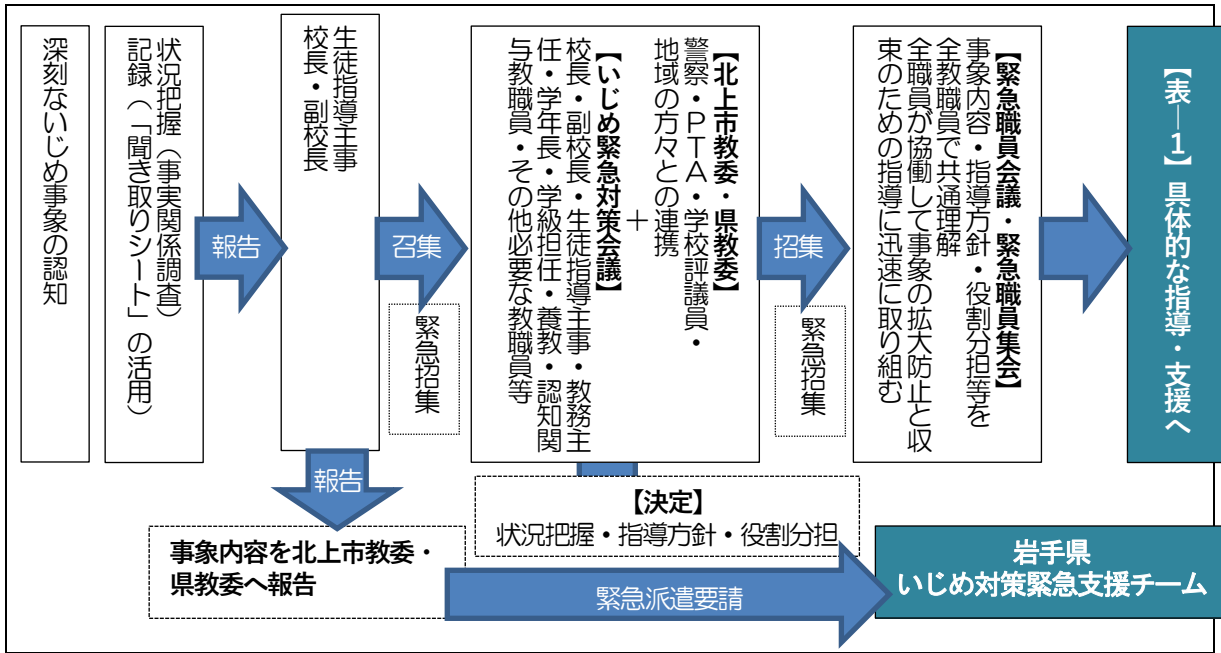
【図-1】 学校内での解決を目指す事象への対応の手順



【図-2】 学校内での解決を目指すが、対応が複雑または困難な事象への対応の手順



【図-3】学校内だけでは解決が困難な事象への対応の手順

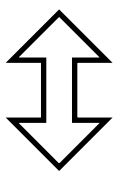


【表-1】具体的な指導・支援へ

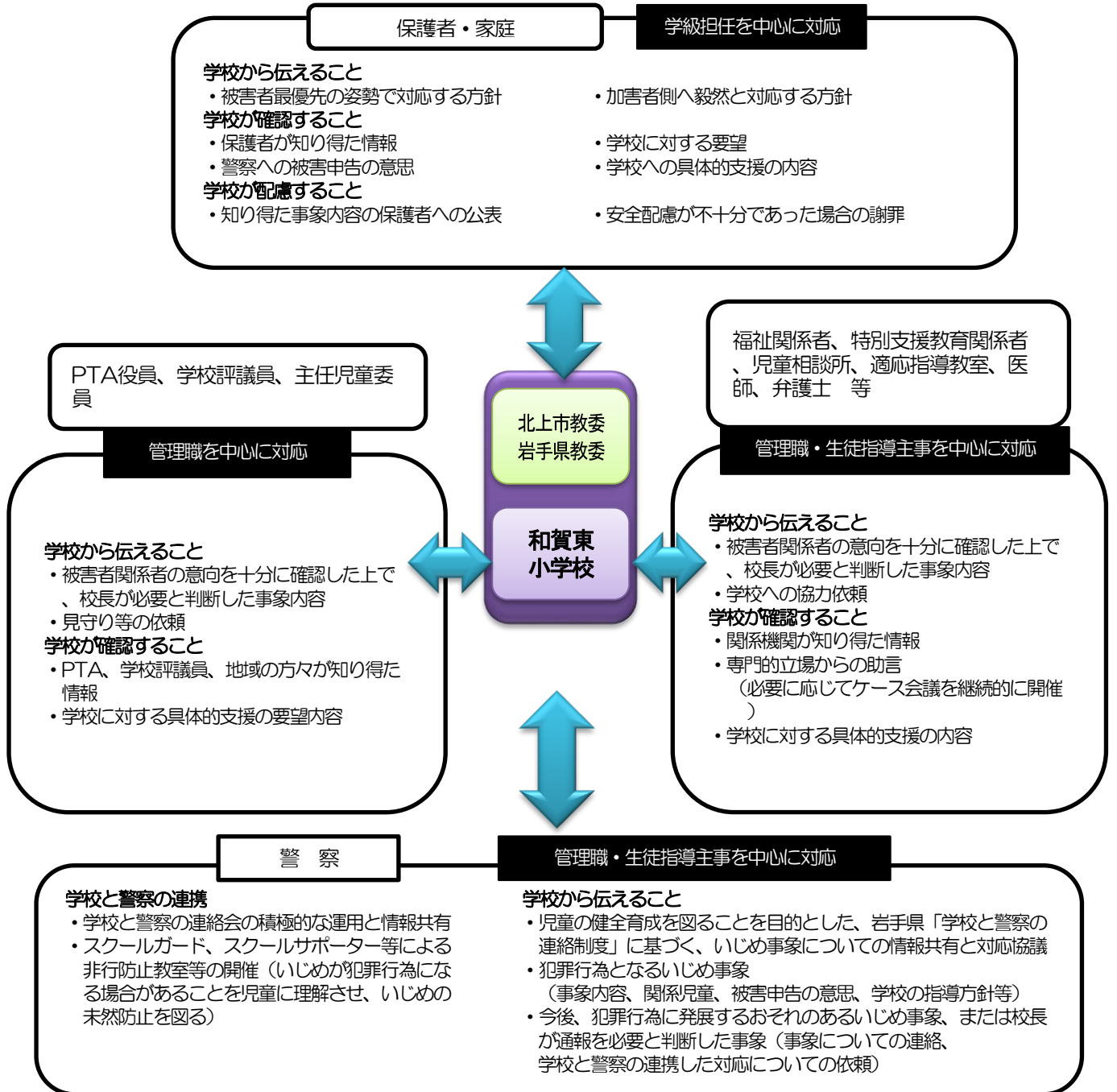
具体的な指導・支援へ			
報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施			
	被害者への支援	加害者への指導	他の児童（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> 学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> いじめは決して許されない行為であること いじめられた側の心の痛みを配慮すること 自分の行為が重大な結果につながったこと 	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた側の心の痛みを配慮すること いじめを認知したとき大人に通知する勇気をもつこと プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 身体の被害状況（負傷している場合、病院での診察状況） 金品の被害状況 警察への被害申告の意思 カウンセリングの必要性 適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> 再発や潜在化 PTSD 自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者の心理的背景 加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> 観衆・傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

【表-2】いじめの階層

	重	万引き強要・けがを伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSD 診断、自傷行為、死を語る
		長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生、いじめによる不登校、転校を保護者・本人が検討
		蹴る、たたく、足をかける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある
		数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
	軽	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視

【図-4】保護者・家庭、地域、関係機関等との連携



北上市立和賀東小学校 いじめ防止基本方針（概要）

いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめ問題への対応は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関の協力を得ながら、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

学校教育目標に掲げる「心豊かにたくましく生きる子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。また、職員は「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものである」という認識を基本にし、日頃の未然防止に努めるとともに、発生した場合は、組織的に取り組み、家庭・地域及び関係機関等の協力を得て、迅速に対応するものとする。

未然防止

児童が、周りの友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

- ・いじめ防止対策委員会（定例）
- ・生徒指導委員会
- ・「ふわふわ言葉」「ありがとう」の奨励、あいさつ運動
- ・なかよし遊び、レク集会
- ・保護者懇談会

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- ・学校生活アンケートを児童・保護者に実施
- ・教育相談の実施 ・保護者懇談会
- ・「こころと体の健康観察」を活用した心のサポート授業

重大事態への対応

- いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより本校に在籍する児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 【いじめ防止対策委員会（緊急）の招集】
- いじめられた児童の安全確保
 - 関係機関・専門家との相談・連携
 - 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
 - 市教育委員会及び市長部局が実施する調査への協力

いじめ問題に取り組むための組織

- ① 生徒指導委員会
月1回、全職員で児童の様子について、現状や指導についての情報を共有し対応について確認する。
- ② いじめ防止対策委員会（定例）
 - ・年間計画、いじめ防止の取組の立案、実行、検証、修正を行う。
 - ・いじめ問題に関して必要な対応を速やかに行うため、実態の把握と指導方針の検討・確認、今後の指導の進め方を協議し、情報の共有と指導、支援体制、対応方針を確立する。
- ③ いじめ防止対策委員会（緊急）
 - ・緊急かつ重大事態が発生した場合は、関係機関と連携した支援体制をつくる。
 - ・いじめ防止対策委員会の構成に、保護者代表、教育委員会、スクールカウンセラー、警察等を加える。